

エムスリーグループ 汚職・贈収賄防止基本方針

1. 基本的な考え方

エムスリーグループ（後述の「行動規範」に定義される当社および当社の関係会社等¹をいいます。以下同じ）は、エムスリーグループの役職員一人一人が遵守すべき行動規範である「エムスリーグループ行動規範」（以下「行動規範」といいます）において、独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する全ての法令および規則を遵守すること（「3.3 公正競争」）、また、政府役人に対するものも含め、不適切な金銭、物品、接待、その他の利益の授受を禁止すること（「3.10 贈答、接待」）を宣言しています。

本方針は、行動規範に定めるエムスリーグループの汚職・贈収賄防止に関する考え方を明確にするもので、エムスリーグループの全ての役職員に適用されます。

2. 汚職・贈収賄防止に関するエムスリーグループの基本方針

エムスリーグループは、基本方針として、以下の汚職・贈収賄行為を禁止しています。

- ・日本国内外にかかわらず、政府関係者または公務員に対する贈賄
- ・金銭に限らず受け取る側の利益になるもの（接待・贈答、政治献金、寄付、協賛、就職の世話、キックバックなど）の授受を、形態を問わず、不正な利益を得る目的で行うこと
- ・ファシリテーションペイメント（非裁量的かつ定型的な行政サービスに係る手続きの円滑化を目的とした外国公務員等への小額の支払い）

また、エムスリーグループは、法令等により民間企業の役職員に対する便益の提供等が規制されている国または地域においては、当該法令等に違反しないよう適切に行動します。

3. 汚職・贈収賄防止のための体制、取組み

エムスリーグループは、上記の基本方針に基づき、以下の体制、取り組みを整備、実施しています。

- ・承認の取得、記録の保管
- 接待・贈答等の利益提供の実施にあたっては、規程等に定めたルールに基づき必要な手続きを経た上で行い、すべての取引の正確な記録を保存します。また、汚職・贈収

¹（1）エムスリー株式会社、（2）エムスリー株式会社が直接または間接に発行済議決権付株式または持分の過半数を保有する会社、および（3）その他適宜エムスリー株式会社の取締役会がこの行動規範の適用範囲に含めると決定した会社をいいます。

賄防止の観点から定期的に交際費の記録を事後チェックします。

・寄付・協賛

寄付・協賛は汚職・贈収賄に関与しない方法で実施します。また、どのような性質の寄付であっても、一定以上の金額のものについてはエムスリー株式会社の取締役会による承認が必要となります。

・政治献金

エムスリーグループは、政治的中立の立場を保持し、どのような形であれ、特定政党・政治家の支援は行いません。また、エムスリーグループに有利な立場または政策を推進する目的での政治献金を行いません。

・通報制度

汚職・贈収賄を含め、法令違反、会社の定款・規程その他の規則違反、その他コンプライアンス上問題があると判断される行為、またはそれらのおそれのある行為について通報できる社内通報制度を整備、運用します。当該社内通報制度は、匿名による通報も可能で、通報者に一切の不利益が生じないよう定められています。なお、エムスリーグループの通報体制運用に関する考え方については、「**エムスリーグループ 通報体制基本方針**」に定められています。

4. 法令 遵守・経営倫理

エムスリーグループは、日本国内外にかかわらず、事業活動を行なう各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動をおこないます。

また、取締役会、経営会議のコミットメントのもと、今後も経営倫理実践のための取り組みを推進します。